

議案第39号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

(給料月額に関する特例)

- 5 令和2年7月1日から令和3年3月16日までの間、第3条第1号中「93万円」とあるのは「65万1,000円」と、同条第2号中「78万8,000円」とあるのは「63万400円」とする。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

(給料月額に関する特例)

- 5 令和2年7月1日から令和3年3月16日までの間、第3条中「72万2,000円」とあるのは「57万7,600円」とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月5日提出

朝霞市長 富岡 勝則